

# 常勤役員退職金支給規程

公益財団法人 北海道労働保健管理協会

## (目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第197条において準用する第89条、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号、及び定款第33条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関する規程（以下、「役員報酬規程」という。）第3条第4項に定める常勤役員の退職金の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

## (適用の範囲)

**第2条** この規程は、役員報酬規程第2条第2号に規定する常勤役員に適用する。

## (退職金の支給)

**第3条** 退職金は、常勤役員として円満に勤務し、任期満了、辞任又は死亡により退職した者に支給する。

- 2 死亡によって退職した場合は、その遺族に支給する。この場合の遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則に準じるものとする。

## (退職金の支給制限)

**第4条** 次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により退職金の支給を制限するものとする。

- (1) 退職に当たり、所定の手続及び事務処理等をせず、協会の事業運営に重大な支障をきたした場合は、減額又は不支給とする。
  - (2) 退職に当たり、協会の社会的信用を傷つけ、又は在任中知り得た協会の機密を漏らし、協会に損害を与えた場合は、減額又は不支給とする。
  - (3) 定款第32条第1項第1号の規定により役員を解任された場合は、不支給とする。
  - (4) 常勤役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職した場合は、不支給とする。ただし、判決によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りではない。
  - (5) その他前各号に準ずる行為があった場合は、減額又は不支給とする。
- 2 前項第4号の規定は、退職した常勤役員に対し、まだ退職金が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職金の支給の基礎となる期間をいい、以下同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

## (退職金の返納)

**第5条** 退職した常勤役員に対し退職金を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、会長は、その支給した退職金の全部又は一部を返納させることができる。

### (退職金の算定基準)

**第6条** 退職金の額は、次により算定した額とする。

- (1) 別記「役位別の退職金算定基礎額」を基に、次の計算方法により算定した額とする。  
ただし、退職時の役員報酬月額が「役位別の退職金算定基礎額」に満たない場合は、退職時の役員報酬月額を「役位別の退職金算定基礎額」と読み替えて算定するものとする。

$$\text{役位別の退職金算定基礎額} \times \frac{180}{100} \times \frac{\text{役位在任月数}}{12}$$

- (2) 任期満了の日又はその翌日において、再び同一の役位の常勤役員に任命されたときは、引き続き在職したものとみなして「役位在任月数」を算出する。
- (3) 異なる役位に任命されて引き続き在職した常勤役員が退職した場合の額は、異なる役位ごとの在職期間に応じて前各号に基づき算定した額の合計額とする。この場合において「役位別の退職金算定基礎額」及び「役位在任月数」は、役位ごとの退任時点の役員報酬及び在職期間に基づいて前各号により決定する。
- (4) 前各号により算定された退職金の額が、70,000千円を超えることとなった場合は、これを70,000千円とする。

### (役位在任月数の計算)

**第7条** 役位在任月数の計算は、役位就任の月から退任又は死亡の月までとする。

- 2 就任の月及び退任又は死亡の月の端数は、それぞれ合算して1月とみなすものとする。
- 3 月の途中で役位が異動した場合には、異動した月は上位の役位により算定する。

### (特別功労金)

**第8条** 在任中、特に功績顕著と認められる役員には、理事会の決議により、退職時の役員報酬月額のうち12ヶ月分を上限とし、かつ、第6条により算定した退職金の30%を超えない範囲で、特別功労金を別途支給することができる。

- 2 第6条により算定された退職金の額と前項により決定した特別功労金とを合わせた総額が、70,000千円を超えることとなった場合は、これを70,000千円とする。

### (退職金等の支払)

**第9条** この規定による退職金は、事務の引継ぎが完了し、かつ、協会に対して債務がある場合はその債務を完済した者に対して、その後、原則として2月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職金の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

- 2 退職金は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職金の額からその金額を控除して支給する。

### (端数の処理)

**第10条** この規程の定めるところにより退職金を計算した結果生じた1,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(改 廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 2 月 3 日から施行する。(平成 26 年 2 月 21 日評議員会決議)  
(経過措置)
- 2 公益財団法人北海道労働保健管理協会の設立登記のあった日(平成 26 年 2 月 3 日)以前の、特例民法法人として存続していた期間から引き続き在任する役員が退職した場合の退職金の額は、平成 22 年 4 月 1 日以降引き続き在任したものとみなして第 6 条により算定した額と、平成 22 年 3 月 31 日までの従前の例により算定した額とを合計した額と、その合計した額を基礎として理事会で決議した第 8 条に定める特別功労金との合算額とする。
- 3 平成 22 年 3 月 31 日までの従前の例により算定した額については、その計算期間が使用人兼務期間であることから、第 4 条の支給制限の対象となる行為が平成 22 年 4 月 1 日以降の期間に属する場合は、原則として第 4 条の支給制限を受けないものとする。ただし、第 4 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項に定める支給制限については、この限りではない。

## 別記

### 役位別の退職金算定基礎額

第 6 条第 1 項に定める「役位別の退職金算定基礎額」は次の通りとする。

会 長	1,200,000 円
副 会 長	1,100,000 円
専務理事	1,000,000 円
常務理事	900,000 円

※ 退職時の役員報酬月額がこの額に満たない場合は、同条同項の定めるところにより退職時の役員報酬月額を「役位別の退職金算定基礎額」と読み替える。